

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

2023(令和5)年度 12月代表者会議 次第

日時 2023年12月23日(土)15:00～ 1時間程度

場所 沼間小学校区コミュニティセンター2階 工作室、調理室

1. 開会 会長挨拶

2. 議題(報告事項)

(1)移動販売の準備状況について〔スズキヤ〕

(2)会則改定について〔武藤役員〕

(3)活動報告及び地域の情報

①逗子市審議会・懇話会等の報告

②地域づくり事業

③自治会、町内会、管理組合

④関係団体

⑤協力団体

⑥質疑・応答

3. その他情報

(1)行政からのお知らせ

(2)当会より

(3)その他

4. 閉会

次回代表者会議予定

代表者会議:令和6年1月27日(土)15:00～ 沼間小学校区コミュニティセンター2階 調理室、工作室

(役員会は1月19日(金)19:00～ 県営逗子桜山ハイツ 集会所)

地域スローガン

「挨拶運動」 おはよう、こんにちは、行ってらっしゃい！

「ごみを減らそう」 生ごみは軽く水切りをして減量する

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会) 活動報告(12月)

(1) 逗子市、県との連携

報告	担当者	活動名	活動内容
○	曾志 光子 (江連 信哉)	第3回住民自治協議会連絡会〔11/24(日)〕	・各住民協の活動報告 ・スズキヤの移動スーパーの状況 ・逗子駅前の交番について ・事務局連絡(地域づくり交付金、コミュニティ助成事業他)

(2) 地域づくり事業

報告	団体	活動名	活動内容
	福祉部会	互いに気遣うまちづくり	・見守り訪問継続中。
○	防災安全部会	①防災マップ改訂 ②崖崩れ注意箇所	①防災施設マップ: 11/25(土)、代表者会議で、防災施設マップを使い「わが家の避難行動計画」の作り方について説明した。 ②防災安全部会: 11/22(水)、沼間小学校近隣の県道側壁の崖崩れ注意箇所(id0101)について、都市整備課会合を持ち、現状認識及び今後の対応について話し合った。 ・11/27(月)、曾志会長、石井役員と共に、当会の崖崩れ注意箇所への取り組みについて、神奈川新聞から取材を受けた(2回目)。
	青少年部会	わんわんパトロール	・わんわんパトロール継続中。
○	青少年部会	子ども0円食堂・沼間	・12/6(水): 配布数70個。メニュー、カレーピラフ・鶏のトマト煮・スマイルポテト・うずらの卵のピンチョス・サンタマト、ブロッコリー・人参グラッセ・花ミカンチョコケーキ ・ご寄付、葉山ピザラ様よりピザ・逗子葉山ハイツ自治会様よりお米とリンゴ・八尾泰様よりみかん。 ・クリスマスメニューで華やかで可愛い力作のお弁当ができました。
○	環境部会	東逗子駅前ロータリー花壇の手入れ	・12/3(日)am7:00~5名で、駅前ロータリー花壇の草取り、芝刈りと花(パンジー、ビオラ)の植え替えを実施。
○	環境部会	エコ広場ずし・沼間	・12/ 1(金)、2(土) 活動しました。2日間共、かなりの来場者があり、衣類、食器、雑貨などのやり取りが活発に行われました。 ・1/ 5(金)、6(土) 活動予定です。
○	逗子竹部	①竹林整備 ②トピックス	①活動内容 第77回~第88回(計11回うち6回エリア外)の竹林整備を実施。沼間コミセン近くの竹林整備をメインに実施。沼間スポーツ広場、海宝院の竹林整備は回数を減らして実施。部外からの整備体験やヘルプ参加も増えてきている。 ②11/26(日)沼間コミセンにてスタート講座(5回目)を開催 ・11/29(水)編組ものワークショップを開催 ・12/1(金)逗子文化の会ニュースレター掲載 ・12/3(日)東逗子朝市に出店(6回目) ・12/6(水)沼間コミセンにて水曜スタート講座(3回目)を開催 ・12/10(日)沼間コミセンにてスタート講座(6回目)を開催
	まちづくり部会	公共交通の充実	・環境都市課にて実証試験検討中。 12月には予算案を纏め、議会に上程の予定。
	まちづくり部会	東逗子駅前周辺の快適性・利便性向上をめざした取組	・10/29(日): 東逗子駅前用地活用ワークショップに参加。
	まちづくり部会	空き店舗、空き家の有効活用	・空き家と思われる物件の情報を継続して収集中。

(3) 自治会、町内会、管理組合の活動

報告	団体	活動名	活動内容
○	桜和会	自治会活動	・12/3(日)餅つき大会開催。 ・12/17(日)第6回幹事役員会開催。
○	桜山4丁目町内会 五桜会	津波避難訓練、餅つき	・12/9(土)中里児童公園で、津波避難訓練と餅つき大会を実施。 参加者130名。
○	逗子桜山ハイツ自治会	自治会活動	・12/17(日)8:00より敷地内の清掃活動・18:00より役員会開催。 ・12/23(土)上桜山連絡協議会で行なう、葉山町トピア、葉桜住民と 合同で 行なう逗子葉山高校避難所訓練に役員の参加予定。
○	桜山番合谷戸自治会	自治会活動	・12/30(土)、31(日)年末防災・防犯巡回(火の用心)予定。
○	沼間一丁目自治会 マイキャッスル 式番館管理組合	自治会活動	・自治会内の消火器の更新作業を開始。 ・第二倉庫周りの整理整頓を実施予定。
	神武寺谷戸町内会	自治会活動	
	萩ヶ丘自治会		
	紅葉台マンション 管理組合		
	広地町内会		
	東逗子海光町内会		
○	沼間三丁目自治会	自治会活動	・12/3(日)役員会開催。 ・12/12(火)サロン準備飾り付け ・12/14(木)サロンぬま「手品でハッピークリスマス」開催。 ・12/17(日)レクリエーション部打合せ実施。 ・12/27(水)防犯防災パトロール予定。 * 井戸水の管理、防災庫の管理整備
	逗子アーデンヒル自治会	自治会活動	・12/3(日)9:30～アーデン内一斉美化清掃実施。
	沼間みどり自治会		
○	逗子グリーンヒル自治会	自治会活動	・11/12(日)2023逗子グリーンヒル自主防災訓練(安否確認訓練・消火器訓練等)。 ・11/12(日)美化推進の会にて清掃実施。 ・11/17(金)高齢者なんでも相談。ポールウォーキング開催 ・11/19(日)理事会開催。 ・12/10(日)美化推進の会にて清掃実施。 ・12/17(日)理事会開催。 ・12/15(金)お互いさまグリーンヒルによるティールームグリーンヒル開催。 高齢者なんでも相談、ポールウォーキング開催。 ・12/24(日)交通防犯部による住民参加外周街路樹清掃実施。
○	東町内会	町内会活動	・12/17(日)午前10時から沼間ファミリー広場で歳末餅つき大会開催予定。
○	興人東逗子自治会 百合ヶ丘自治会	自治会活動	・自治会内の主要道路の草取り、清掃作業を実施した。 ・12/9(土)逗子市主催の自治会・町内会交換会に参加した。 ・12/16(日)当自治会の役員会を開催した。(議題)①自治会のデジタル化、 ②防犯カメラの設置について、③次年度班長、役員選出について。

(4) 会員団体との協働活動

報告	団体	活動名	活動内容
	沼間体育会	イベント等	・1/14(日)9～逗子市内一周駅伝競走大会開催予定。
	桜山体育会	イベント等	・1/14(日)9～逗子市内一周駅伝競走大会開催予定。
○	ズシッポ沼間地区連合会	(1)役員会 (2)月例会 (3)イベント等	・12/11(月)ズシッポ理事会開催。 ・12/16(土)役員会開催。 ・12/10(日)忘年会とクリスマス会をぬくもりの家で開催。食事をしながらハーモニカの先生と一緒に歌をうたいながら楽しみました。 ・12/19(火)有志でボーリングを楽しみました。
	沼間小学校PTA	イベント等	
○	逗子杜の郷	イベント等	・11/13(月)入居者による運動会開催。 ・11/23(木)ウッドデッキで秋祭り開催(家族も午後参加)。棉飴や焼き鳥等 ・紅葉ドライブ実施(入居者) ・湘南鎌倉医療大学看護学生の実習中食レク(群馬県のお切込みうどんを提供) ・12月はボランティアによるクリスマスコンサート予定。 ・12/21(木)入居者の東逗子駅前イルミネーション見学ツアー予定。 ・12/28(木)餅つき(鏡餅作成) *コロナ・インフルなど感染症なく過ごしています。
	けいすいone's ホームゆるりと		
	東逗子商栄会	東逗子駅前ひろば朝市	・12/3(日)8～10時開催。 ・1月は1/(日)8～10時予定。

(5) 協力団体の活動

報告	団体	活動名	活動内容
○	沼間小学校	学校運営・行事等	・急に寒くなり、体調を崩す児童もありますが、学級閉鎖までには至らず、無事に冬休みを迎えることが出来そうです。
	沼間中学校	学校運営・行事等	
○	社会福祉協議会	情報提供・行事等	・特になし。
○	東部地域包括支援センター	情報提供・行事等	・東部包括は、市から委託された高齢者等の相談窓口です。 ・来年2/5(月)は笑顔の日とのことで、商工会館にて「笑顔トレーニング」の講座を開催予定です。詳しくはちらしをご参照ください。
○	東部民生委員児童委員	日常活動	・「これからは朝晩の気温の変化に気をつけ、特にお風呂場での気温差に注意を促すチラシ」等を配布しながら、私達民生委員は見守り訪問しています。

(6) 市からの情報

報告	団体	活動名	活動内容
○	逗子市	イベント等	・特になし

沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)会則の改正について

1 現行会則を改正する背景、理由

- 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)は、2015(平成27)年1月24日設立されて以降、各種事業に取り組み、地域の個人、団体等がともに活動するなど運営されてきています。こうした取組み、活動実績に伴い、設立当初の会則規定の内容の明確化、補足、追加などの修正を図る必要が生じています。そこで、現状の運営にあわせた改正を検討していきたいと考えています。

2 改正作業のスケジュール(案)

- 2023(令和5)年12月以降、改正案内容をご説明し、2024(令和6)年3月頃、臨時総会を開催して提案したいと考えています。
- なお、今後の代表者会議における議論によっては、提案の範囲(改正内容の一括か、区分するかなど)、提案の時期(3月頃の臨時総会にこだわらず5月の総会とするかなど)を柔軟に考えていきます。

3 現時点の改正内容(案)の主な内容(カッコ内のページ数は対比表のページ)

- (1) 本会が行う地域に関する事業とその会計区分を位置づける(2ページ)
安心・安全、防災力向上、福祉、環境、まちづくりなど。市からの交付金会計、会員からの会費会計。
- (2) 本会の会費に関する規定を明記(2ページ、4ページ)
毎年度会費を納入すること、会費に関しては総会で決定することを明記。
- (3) 役員の選任、解任に関する規定の明確化(3ページ、4ページ)
役員候補者は地域の住民、団体関係者の中からの推薦者を候補者として総会で決定、解任も総会で決定する。
- (4) 本会の機関を位置づける(4ページ)
本会の機関として、総会、代表者会議、役員会、事務局、部会を明記。
- (5) 総会の議決事項ごとの要件の明確化(5ページ)
原則は出席会員の過半数。会則改正、監事の解任、本会の解散に関しては出席会員の4分の3。
- (6) 代表者会議に関する規定の明確化
 - ①審議事項の明確化(6ページ)
総会の審議事項と、役員会での議論整理結果を踏まえた代表者会議の役割をよりわかりやすくする。
 - ②議長の変更(7ページ)
「事務局長」を「会長もしくは会長の指名する者」と変更する。
 - ③会議公開規定の追加(7ページ)
公開を原則。本会の構成員は傍聴でき、議長の承認があれば発言できる。(総会の規定(6ページ)に合わせる)
- (7) 役員会の定足数規定の追加(8ページ)
総役員数の過半数(総会の定足数に合わせる)
- (8) 事務局規定の追加(8ページ)
- (9) 部会規定を現状に合わせる。(9ページ)
「組織図」は記載する会員団体や部会等に組織の変更等があるので、会則とは別に定める。

4 現行会則と改正案の主な構成

※会則改正案の下線部が内容の明確化、補足、追加などの修正

現 行 会 則 の 構 成	会 則 改 正 案 の 構 成
第1章 総則 本会の目的・構成員・役割など	第1章 総則 本会の目的・構成員・役割など、 <u>本会の現在取り組む事業、会計を追加</u>
第2章 会員 本会の会員資格・退会など	第2章 会員 本会の会員資格・退会など <u>代表者の選出、登録の規定を追加</u>
第3章 役員 役員の職・職務・任期・解任など	第3章 役員 役員の職・職務・任期・解任など <u>役員の推薦、決定の規定を追加</u>
	<u>第4章 機関</u> <u>総会、代表者会議、役員会、事務局、部会の設置を明記</u>
第4章 総会 審議事項、招集、議長、定足数、議決	第5章 総会 構成、審議事項、招集、議長、定足数、議決 <u>議決事項及び要件を明確化</u>
第5章 代表者会議 構成員、審議事項、招集、議長、定足数、議決	第6章 代表者会議 構成員、審議事項、招集、議長、定足数、議決 <u>審議事項の明確化、議長指名の変更、議決権を有する構成員の明確化、会議公開の追加</u>
第6章 役員会 構成、審議事項、招集、議長、議決	第7章 役員会 構成、審議事項、招集、議長、議決 <u>構成員の明確化、議長指名の変更、定足数の追加</u>
	<u>第8章 事務局</u> <u>事務局の位置づけを規定として明記</u>
第7章 部会 部会の設置、組織図	第9章 部会 部会の設置、 <u>改廃</u> <u>会則上の組織図は廃止し、別に作成することとする</u>
第8章 会計・事業計画等	第10章 会計・事業計画等
第9章 会則の改正	<u>総会の審議事項に移行する</u>
第10章 雑則	第11章 雑則

20231223代表者会議 青字は主な改正事項の説明	
沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会) 現 行 会 則	沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会) 改 正 (案)
第1章 総則 (目的) 第1条 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)(以下「本会」という。)は、持続可能な地域社会の形成をめざし、沼間小学校区の自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と力を合わせ、さらには他の住民自治協議会との連帯などに努め、行政との協働のもと、地域づくりに取り組むことを目的とする。 (名称) 第2条 本会の名称を「沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)」とする。 (活動対象の区域) 第3条 本会の活動対象とする区域(以下「地域」という。)は沼間小学校区とし、逗子市沼間1丁目から6丁目の全域及び逗子市桜山3丁目から5丁目(一部を除く)とする。 (事務所の所在地) 第4条 本会の事務所は、沼間コミュニティセンターに置く。 (構成員) 第5条 本会の構成員は、地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他団体とする。 2 構成員は、本会の活動の対象となる。 3 構成員は、本会の活動に参加することができる。 (役割) 第6条 本会は、次に掲げる役割を担う。 (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行う。 (2) 自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と連携、協力し、第1条に掲げた目的の実現に取り組むとともに、それぞれの活動の活性化に寄与する。 (3) 構成員から広く意見や提案等の情報を収集するとともに、構成員に対して広く情報の発信を行う。 (4) 地域づくりについて、行政との協働、調整などの	第1章 総則 (目的) 第1条 沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)(以下「本会」という。)は、持続可能な地域社会の形成をめざし、沼間小学校区の自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と力を合わせ、さらには他の住民自治協議会との連帯などに努め、行政との協働のもと、地域づくりに取り組むことを目的とする。 (名称) 第2条 本会の名称を「沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)」とする。 (活動対象の区域) 第3条 本会の活動対象とする区域(以下「地域」という。)は沼間小学校区とし、逗子市沼間1丁目から6丁目の全域及び逗子市桜山3丁目から5丁目(一部を除く)とする。 (事務所の所在地) 第 4 条 本会の事務所は、<u>沼間小学校区コミュニティセンター(沼間 3-16-32)</u>に置く。 (構成員) 第 5 条 本会の構成員は、地域に在住、在勤の個人並びに地域で事業を行い、又は活動を行う個人及び法人その他団体とする。 2 構成員は、本会の活動の対象となる。 3 構成員は、本会の活動に参加することができる。 (役割) 第 6 条 本会は、次に掲げる役割を担う。 (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行う。 (2) 自治会及び町内会を始めとした地域活動する人々と連携、協力し、第1条に掲げた目的の実現に取り組むとともに、それぞれの活動の活性化に寄与する。 (3) 構成員から広く意見や提案等の情報を収集するとともに、構成員に対して広く情報の発信を行う。 (4) 地域づくりについて、行政との協働、調整などの

窓口となる。

事業、会計を会則上に
位置づける

第2章 会員 (会員の資格)

第7条 地域に住所を有する自治会・町内会等及び地域で活動を行う法人及び団体は、本会の会員となることができる。

(入会)

第8条 本会に入会する場合には、入会申込書を会長宛に提出し、役員会の承認を得る。

代表者会議の承認を明記

代表者に関する規定を明記

(会費)

第9条 本会は、総会において会費を定めることができる。

2 すでに納入した会費は、返還しない。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長宛に提出する。

2 会員が解散したとき、又は地域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

窓口となる。

(本会の事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力向上に関する事業
- (3) 地域の支援が必要な方々を支える事業
- (4) 地域の環境負荷低減及び環境整備に関する事業
- (5) 地域のまちづくり・活性化に関する事業
- (6) 地域の文化・スポーツに関する事業
- (7) その他地域づくり計画に基づく事業

(事業の会計)

第8条 本会の会計は次に掲げる事業ごとに行う。

- (1) 逗子市地域づくり交付金要綱に基づく事業
- (2) 本会会費による独自事業

第2章 会員 (会員の資格)

第9条 地域に住所を有する自治会・町内会等及び地域で活動を行う法人及び団体は、本会の会員となることができる。

(入会)

第10条 本会に入会する場合には、入会申込書を会長宛に提出し、役員会で審議し、代表者会議の承認を得る。

(会員の代表者)

第11条 会員は、その意思を代表する代表者を選出し、本会に登録する。

会費納入を明記

(会費)

第12条 会員は、毎年度会費を納める。すでに納入した会費は、返還しない。

2 本会は、総会において会費を定めることができる。

(退会)

第13条 本会を退会しようとする会員は、退会届を会長宛に提出する。

2 会員が解散したとき、又は地域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 役員 10名以内

2 役員は、会員の中から選任される者、団体の代表者又は会長が構成員の中から推薦した者によって構成される。

3 役員は、相互に兼ねることができる。

(役員決定)

第12条 役員は、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 事務局長は、本会の事務全般を分掌する。

4 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

6 役員は、会長、副会長を補佐し、本会の会務を分掌する。

書記の職務を追加

(役員任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

職務の継続性に関する規定の追加

(役員解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 他役員 10名以内

役員の推薦、決定に関する規定の明確化

2 役員は 地域の住民及び地域で活動する団体の関係者の中から会員又は役員による推薦者を候補とし、役員会で審議し、総会で決定する。

3 監事を除く役員は、相互に兼ねることができる。

「総会の審議事項」に移行

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 事務局長は、本会の事務全般を分掌する。

4 書記は、議事録を作成する。

5 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

6 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

7 役員は、会長、副会長を補佐し、本会の会務を分掌する。

(役員任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。ただし、やむをえない事由がある場合には、後任者が就任するまでの間、その職務を他の役員が代行することができる。(監事の職を除く。)

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の2分の1以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

本会の機関を会則上に位置づける

第4章 総会 (総会)

第16条 総会は、会員をもって構成する。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の審議事項)

第17条 総会は、次の事項を審議し、決定する。
(1) 地域づくり計画に関すること。
(2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
(3) 会則の改廃の決定に関すること。
(4) 役員の決定に関すること。
(5) その他必要と思われる事項に関すること。

総会の審議事項を整理

(総会の開催)

第18条 通常総会は、年1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知しなければならない。
4 総会を招集するにあたり、構成員に対する周知の工

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 機関 (機関)

第18条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 代表者会議
- (3) 役員会
- (4) 事務局
- (5) 部会

第5章 総会 (総会の構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。
(1) 地域づくり計画に関すること。
(2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
(3) 会費の決定に関すること。
(4) 会則の改廃の決定に関すること。
(5) 役員の決定・解任に関すること。
(6) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、年1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知しなければならない。
4 総会を招集するにあたり、構成員に対する周知の工

工夫をする。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)があれば開会できる。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会への委任)

第23条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ委任状を提出し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

総会の議決事項ごとの要件
の明確化

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、公開しなければならない。

- (1) 総会の日時と場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数(委任状はそれを付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(総会の公開)

第25条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができ、議長の承認があれば発言することができ

夫をする。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、総会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(総会への委任)

第25条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ委任状を提出し、又は当該会員の代理人を指名して表決を委任することができる。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、出席した会員(委任状を含む。)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 役員は、議決に参加しないものとする。但し、会員の代表者を兼務する役員については、その限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、出席した会員(委任状を含む。)の4分の3以上に当たる同意をもって行う。

- (1) 会則の改定
- (2) 監事の解任
- (3) 本会の解散

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成し、公開しなければならない。

- (1) 総会の日時と場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数(委任状はそれを付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(総会の公開)

第28条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができ、議長の承認があれば発言することができ

る。

第5章 代表者会議

(代表者会議の構成員)

第26条 代表者会議は、会員の代表者及び役員をもって構成する。

(代表者会議の審議事項)

第27条 代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員会で審議した事項に関する事。
- (2) 役員会で決定した事項に関する事。
- (3) 総会に付議する事項に関する事。
- (4) 会員の相互連絡に関する事。
- (5) その他総会の議決を要しない本会の活動に関する事。

代表者会議の審議事項の明確化

(代表者会議の開催)

第28条 代表者会議は、次のときに開催する。

- (1) 定例会
- (2) 会長が必要と認めたとき、又は代表者会議の構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(代表者会議の招集)

第29条 代表者会議は、会長が招集する。

2 代表者会議を招集するには、代表者会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知する。

総会の招集に準ずる

る。

第6章 代表者会議

(代表者会議の構成)

第29条 代表者会議は 代表者及び役員(以下代表者会議員という。)をもって構成する。

2 代表者会議は、定例代表者会議及び臨時代表者会議とする。

(代表者会議の審議事項)

第30条 代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議する事項に関する事。
- (2) 総会において議決した案件の執行に関する事。
- (3) 第7条に規定する本会事業の開始、進捗管理、変更、中止、完結等に関する事。
- (4) 会員の入会に関する事
- (5) 役員会から上程された審議案件に関する事。
- (6) 会員又は構成員から提案された課題、問題の対応に関する事。
- (7) その他総会の議決を要しない本会の活動に関する事。

(代表者会議の開催)

第31条 定例代表者会議は、原則として月1回開催する。

2 臨時代表者会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総代表者会議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(代表者会議の招集)

第32条 代表者会議は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時代表者会議を招集しなければならない。

3 代表者会議を招集するには、代表者会議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の10日以上前までに文書をもって通知する。

(代表者会議の議長)

第30条 代表者会議の議長は、事務局長がこれに当たる。

(代表者会議の定足数)

第31条 代表者会議は、代表者会議の構成員の3分の1以上の出席があれば開催できる。

(代表者会議の議決)

第32条 代表者会議の議事は、出席した代表者会議の構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 組織図の関係団体にあつては議決権をもたない。

議決権を有する代表者会議員の明確化

(代表者会議の議事録)

第33条 第24条の規定は、代表者会議の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「代表者会議」、「会員」とあるのは「代表者会議の構成員」と読み替えるものとする。

公開規定の追加
総会に準ずる

第6章 役員会

(役員会)

第34条 役員会は、役員をもって構成する。

役員会構成の明確化

(役員会の審議事項)

第35条 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 代表者会議に付議する事項に関すること。

(4) 重要事項で、総会を開催できる時間のない緊急

(代表者会議の議長)

第33条 代表者会議の議長は、会長もしくは会長の指名する者がこれに当たる。

(代表者会議の定足数)

第34条 代表者会議は、総代表者会議員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(代表者会議の議決)

第35条 代表者会議の議事は、出席した代表者会議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 役員及び本会の活動に協力する非会員団体にあつては議決権をもたない。但し、会員の代表者を兼務する役員についてはその限りではない。

(代表者会議の議事録)

第36条 代表者会議の議事については、議事録を作成し、公開しなければならない。

議事録の簡素化

(代表者会議の公開)

第37条

第28条(総会の公開)の規定は、代表者会議の公開についても準用する。この場合において、同条中「通常総会及び臨時総会」とあるのは「定例代表者会議及び臨時代表者会議」と読み替えるものとする。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第38条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、定例役員会及び臨時役員会とする。

3 役員会には、会長又は役員会が議事に必要と認める者が出席し、発言することができる。

(役員会の審議事項)

第39条 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会 又は代表者会議で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会 又は代表者会議に付議する事項に関すること。

(3) 重要事項で、総会 又は代表者会議を開催できる

を要する事項に関すること。

- (5) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第36条 役員会は、次のときに開催する。

- (1) 定例会
- (2) 会長が必要と認めたとき、又は役員³の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第37条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の内容、日時及び場所を通知しなければならない。

(役員会の議長)

第38条 役員会の議長は、事務局長がこれに当たる。

定足数を追加。(総会、代表者会議に準ずる。)

(役員会の議決)

第39条 役員会の議事は、出席した役員³の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第40条 第24条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第8章事務局を追加

第7章 部会

(部会)

第41条 本会に、必要に応じて部会を置くことができ

時間のない緊急を要する事項に関すること。

- (4) その他総会又は代表者会議³の議決を要しない本会の会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第40条 定例役員会は、原則として月1回開催する。
2 臨時役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総役員³の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第41条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の内容、日時及び場所を通知しなければならない。

(役員会の議長)

第42条 役員会の議長は、会長もしくは会長の指名する者がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第43条 役員会は、総役員数の過半数の出席をもって成立する。

(役員会の議決)

第44条 役員会の議事は、総役員³の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第45条 役員会の議事については、必要に応じ、議事録を作成し、公開しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事務全般を執行するため事務局を設置し、事務局長が掌握する。

- 2 事務局の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

第9章 部会

(部会)

第47条 第7条に規定する事業を推進するために、部

る。

- 2 部会の設置にあたっては、役員会及び代表者会議で審議し、決定するものとする。
- 3 初期の段階においては、組織図のとおり各団体で事業部会を構成する。

会則上の組織図は廃止し、別に構成員、組織体制等の一覧表を作成する。

第8章 会計・事業計画等 (経費の支弁)

第42条 本会の経費は、市からの交付金、寄附金、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度にあたっては、発足の日から次に到来する3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第44条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び収支予算は、会計年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第9章 会則の改正 (会則の改正)

第47条 会則を改正する場合には、総会において、会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

会を設置する。

- 2 部会の設置、改廃にあたっては、役員会及び代表者会議で審議し、決定する。

- 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

第10章 会計・事業計画等 (経費の支弁)

第48条 本会の経費は、市からの交付金、寄附金、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第49条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度にあたっては、発足の日から次に到来する3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第50条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画及び収支予算は、会計年度ごとに会長作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第52条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を経て、当該会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

総会の審議事項に移行 第26条第3項
第1号に移行して明記。

第10章 雑則

(委任)

第48条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 27 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 この会則は、平成28年4月23日から施行する。

第 11 章 雑則

(委任)

第 53 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

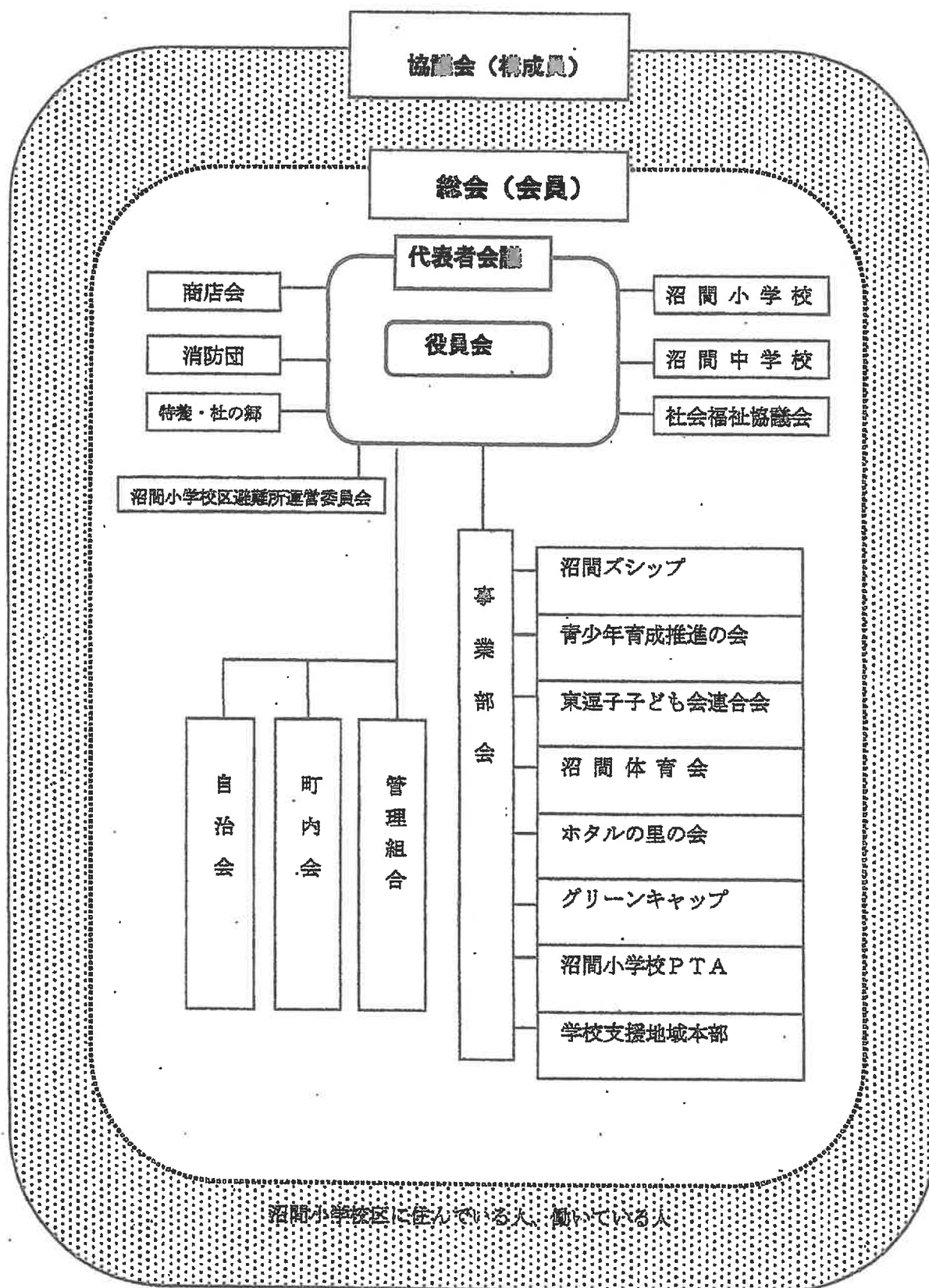
附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 27 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 この会則は、平成28年4月23日から施行する。
- 3 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

改正前の会則第41条第3項の組織図については、別に定める。

「沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)」組織図



スズキヤ逗子駅前店 移動スーパー計画

日程：2024年1月中旬 販売開始予定
月～土で販売 （日曜日は休み）

販売場所

- ・グリーンヒル自治会館
- ・アーデンヒル個人宅様、自転車置き場前駐車場
- ・湘南ビーチFM、東逗子第一団地集会所、東逗子ハイツ
- ・あにえるち幼稚園、小坪個人宅様
- ・イトーピア個人宅様
- ・逗子清寿苑、小坪ヘルスケアマンション、ラビーレ東逗子
杜の郷

1ヶ所15～30分程度滞在。あらかじめ曜日と時間を決めて
コースを回る予定です。

各販売場所では週に2回のサイクルで回る予定です。

ご利用状況により、追加・変更していく予定です。

好評であれば、2台目、3台目と増車する予定です。

お支払い

現金のみでの販売になります。

お買上商品1品につき20円頂戴いたします。

商品

スズキヤ逗子駅前店の各カテゴリーの売れ筋をご用意。

お客様からの商品要望は、次回お持ちするなどの対応をします。

ギフト、ケーキ、土用の丑の日など予約販売も受け付ける。

お酒は販売不可

備考

荒天時、積雪、販売員の状況などで、やむを得ず、
休業する場合があります。また、移動販売車1台で運用するため、
販売時間のずれが生じる場合があります。

（前の場所での販売状況や、道路の状況にもよります）

販売場所については、現状決定している所以外にも
追加・変更をしていこう考えております。

公道や公園・学校敷地内などの公共スペースでの販売が
出来ない為、民間の団体や個人宅様の駐車スペースでの
販売で進めております。ご要望の場合は軽自動車2台分ぐらいの
スペース(販売時に荷台部分の左右と後ろが開く為)も
ご提案頂ければと思います。

販売スケジュールについての掲示やチラシ配布にご協力頂ければと
思いますのでよろしくお願い致します。

車両に積載する商品の量は限りがあるため、
大量購入などの場合は、電話注文やネットスーパーなどで
対応させていただく可能性もあります。

※移動販売車のイメージです。



移動スーパー 巡回スケジュール表

販売場所		月	火	水	木	金	土	
グリーンヒル	自治会館駐車場	10:30～			10:30～			交渉中
	自転車置き場前駐車場	11:15～			11:15～			交渉中
アーデンヒル	個人宅	11:45～			11:45～			確定
	杜の郷	14:30～			14:30～			交渉中
沼間	ラビーレ東逗子	15:00～			15:00～			確定
	あにえるち幼児園駐車場		10:30～			10:30～		確定
小坪	個人宅		11:00～			11:00～		確定
	小坪ヘルスケアマンション		12:00～			12:00～		確定
久木	逗子清寿苑		14:30～			14:30～		確定
	東逗子第一団地集会所			10:30～			10:30～	交渉中
池子	東逗子ハイツ敷地内			11:30～			11:30～	交渉中
	湘南ビーチFM			14:30～			14:30～	確定
イトーピア	個人宅			15:30～			15:30～	確定

出張エコ広場

沼間小学校区
コミュニティセンター

‘24年 1/5 (金) & 6 (土)
2/2 (金) & 3 (土)
10:00~16:00

お持ち込みお一人5点まで！
コロナ禍をふまえ、アルコール消毒
や洗濯などを心掛けてください。

受付できるもの



形を変えずにそのまま再利用するのが『リユース』。さあ、あなたも『リユース』生活をしましょう！

主催：逗子ゼロ・ウェイストの会（海野 090-9380-1422）
問い合わせ・連絡先：エコ広場ずし・沼間【沼間小学校区地域連合会
（住民自治協議会の協力団体）/吉永 046-871-9267】

